

飛騨法人会だより

No.202
2015

平成27年8月20日 第202号 発行所 高山市花里町3 (公社)飛騨法人会 発行人 岡田賛三/編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/> TEL 0577-34-2201
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp FAX 0577-33-1093

夏

目次



- 新署長さんのご紹介……高山税務署長 後藤 邦之……………2
- 高山税務署 定期人事異動……………3
- 税務署からのお知らせ……………4～ 9
 - 消費税法改正のお知らせ ● 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります
 - e-Taxに関するお知らせ
- (公社)飛騨法人会 第3回 定時総会開催…………… 10～12
- 第3回 (一社)岐阜県法人会連合会 定時総会開催…………… 13
- 休憩室……………レールマウンテンバイク「ガッタンゴー！」…………… 14～15
- 事業所訪問……………株式会社 飛騨小坂ぶなしめじ…………… 16～17
- とんなんしいぺい(支部短編ニュース)…………… 18～19
- 青年部会だより・女性部会だより…………… 20～21
- 読者の窓…………… 23
- 事務局だより・編集後記…………… 24



— 飛騨小坂 力持小太郎火まつり — 下呂市小坂町

高山税務署 新署長さんのご紹介



高山税務署長 ごとう くにゆき
後藤 邦之

署長さんは、昭和35年のお生まれで、55歳になられます。

ご出身は、愛知県岡崎市ですが、現在は名古屋市に御自宅があるそうです。御自宅には、奥さんを残され、息子さん(二男)は京都の大学院生という三重生活をされているそうです。

昭和58年の静岡税務署間税第二部門を振り出しに、名古屋国税局では間税部、課税第二部資料調査課、酒税課等でいろいろなお仕事を経験された後、平成23年には豊橋税務署副署長、その後は、刈谷税務署筆頭副署長、名古屋中税務署派遣酒類業調整官、名古屋国税局筆頭酒類業調整官を経て高山税務署長に着任されました。

飛驒地方の印象としては、「豊かな自然」「歴史と伝統」「美味しいお酒」という印象をもたれ、この素晴らしい飛驒地方で仕事ができることを大変よろこばれていらっしゃいました。

趣味としては、溪流釣りとのことで、自然に恵まれた高山の地においても楽しみたいとおっしゃっていました。

着任に当たっては、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するという国税庁の使命を果たすため、一層の努力を致す所存であります。」とお話になっていました。

高山税務署 定期人事異動

転 出 等			転 入		
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
署 長	包 原 智 幸	局 総 務 部 事 務 管 理 課 長	署 長	後 藤 邦 之	局 課 税 第 二 部 筆 頭 酒 類 業 調 整 官
法 人 課 税 部 門 職 員					
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
法人課税第一部門統括国税調査官	笠 井 孝 志	中 川 法人課税第一部門統括国税調査官	法人課税第一部門統括国税調査官	松 浦 光 恭	局 課 税 第 二 部 消 費 税 課 実 務 指 導 専 門 官
法人課税第一部門上席国税調査官	神 谷 成 孝	熱 田 法人課税部門連絡調整官	法人課税第一部門国税調査官	坂 田 将 来	浜 松 西 法 人 課 税 第 二 部 門 国 税 調 査 官
法人課税第一部門上席国税調査官	宇 佐 美 貴 則	高 山 総 務 課 総 務 係 長	法人課税第二部門上席国税調査官	大 石 朋 久	名 古 屋 西 法 人 課 税 第 一 部 門 上 席 国 税 調 査 官
法人課税第一部門国税調査官	廣 瀬 達 大	名 古 屋 東 総 務 課 総 務 係 主 任	法人課税第二部門国税調査官	木 村 ラ オ ー ル	一 宮 特 官 (法 人) 付 国 税 調 査 官
法人課税第二部門国税調査官	坂 崎 良	局 査 察 部 査 察 総 括 第 二 課 国 税 査 察 官	法人課税第二部門国税調査官	伊 藤 浩 也	名 古 屋 中 法 人 課 税 第 五 部 門 国 税 調 査 官
法人課税第二部門国税調査官	永 野 隆 大 郎	局 調 査 部 調 査 管 理 課 総 務 係 国 税 調 査 官	法人課税第二部門事務官	伊 東 恭 兵	大 垣 法 人 課 税 第 二 部 門 事 務 官
法人課税第二部門国税調査官	江 口 喬 哉	高 山 管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門 国 税 徴 収 官	法人課税第二部門事務官	久 保 田 治 憲	刈 谷 法 人 課 税 第 五 部 門 事 務 官
そ の 他 の 部 門 の 職 員					
部 門 ・ 役 職	氏 名	新 任 地 及 び 役 職	部 門 ・ 役 職	氏 名	前 任 地 及 び 役 職
総 務 課 総 務 係 長	吉 田 裕 之	名 古 屋 中 法 人 課 税 部 門 上 席 国 税 調 査 官	総 務 課 総 務 係 長	宇 佐 美 貴 則	高 山 法 人 課 税 第 一 部 門 上 席 国 税 調 査 官
管理運営部門上席国税徴収官	大 形 博 之	名 古 屋 北 管 理 運 営 部 門 上 席 国 税 徴 収 官	管理運営部門国税徴収官	本 山 諒	高 山 管 理 運 営 ・ 徴 収 部 門 国 税 徴 収 官
管理運営・徴収部門統括国税徴収官	西 川 亘 千 種	管 理 運 営 第 二 部 門 統 括 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門統括国税徴収官	水 野 史 規	局 徴 収 部 特 別 整 理 総 括 課 総 務 係 長
管理運営・徴収部門上席国税徴収官	岸 信 正	名 古 屋 中 管 理 運 営 部 門 上 席 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門国税徴収官	江 口 喬 哉	高 山 法 人 課 税 第 二 部 門 国 税 調 査 官
管理運営・徴収部門国税徴収官	都 築 和	局 徴 収 部 機 動 課 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門国税徴収官	服 部 有 里	千 種 徴 収 部 門 国 税 徴 収 官
管理運営・徴収部門国税徴収官	本 山 諒	高 山 管 理 運 営 部 門 国 税 徴 収 官	管理運営・徴収部門事務官	宮 田 祐 樹	多 治 見 徴 収 部 門 事 務 官
個人課税第一部門統括国税調査官	松 下 順 一	岐 阜 北 個 人 課 税 第 一 部 門 統 括 国 税 調 査 官	個人課税第一部門統括国税調査官	中 尾 光 治	小 牧 個 人 課 税 第 三 部 門 統 括 国 税 調 査 官
個人課税第一部門上席国税調査官	山 内 治 和	多 治 見 個 人 課 税 部 門 総 括 上 席 国 税 調 査 官	個人課税第一部門上席国税調査官	佐 々 木 保 豊	橋 特 官 (開 発) 付 上 席 国 税 調 査 官
個人課税第一部門国税調査官	津 田 賢 人	局 課 税 第 一 部 門 個 人 課 税 課 第 二 係 国 税 実 査 官	個人課税第一部門国税調査官	尾 崎 嘉 彦	昭 和 個 人 課 税 第 三 部 門 上 席 国 税 調 査 官
個人課税第二部門上席国税調査官	杉 本 一 樹	熱 田 個 人 課 税 部 門 上 席 国 税 調 査 官	個人課税第一部門事務官	政 井 智 行	岐 阜 北 個 人 課 税 第 六 部 門 事 務 官
資産課税部門統括国税調査官	浅 井 秀 昌	局 課 税 第 一 部 資 産 評 価 官 付 主 査	個人課税第二部門国税調査官	伊 藤 毅 豊	橋 個 人 課 税 第 四 部 門 調 査 官
資産課税部門上席国税調査官	中 山 人 支	中 川 資 産 課 税 部 門 上 席 国 税 調 査 官	資産課税部門統括国税調査官	山 口 清 明	不 服 審 判 所 審 判 部 法 規 ・ 審 査 部 門 国 税 審 査 官
資産課税部門国税調査官	森 善 之	昭 和 資 産 課 税 部 門 国 税 調 査 官	資産課税部門上席国税調査官	鈴 木 隆 志	掛 川 資 産 課 税 部 門 国 税 調 査 官
			資産課税部門国税調査官	山 本 若 菜	豊 田 資 産 課 税 第 一 部 門 国 税 調 査 官



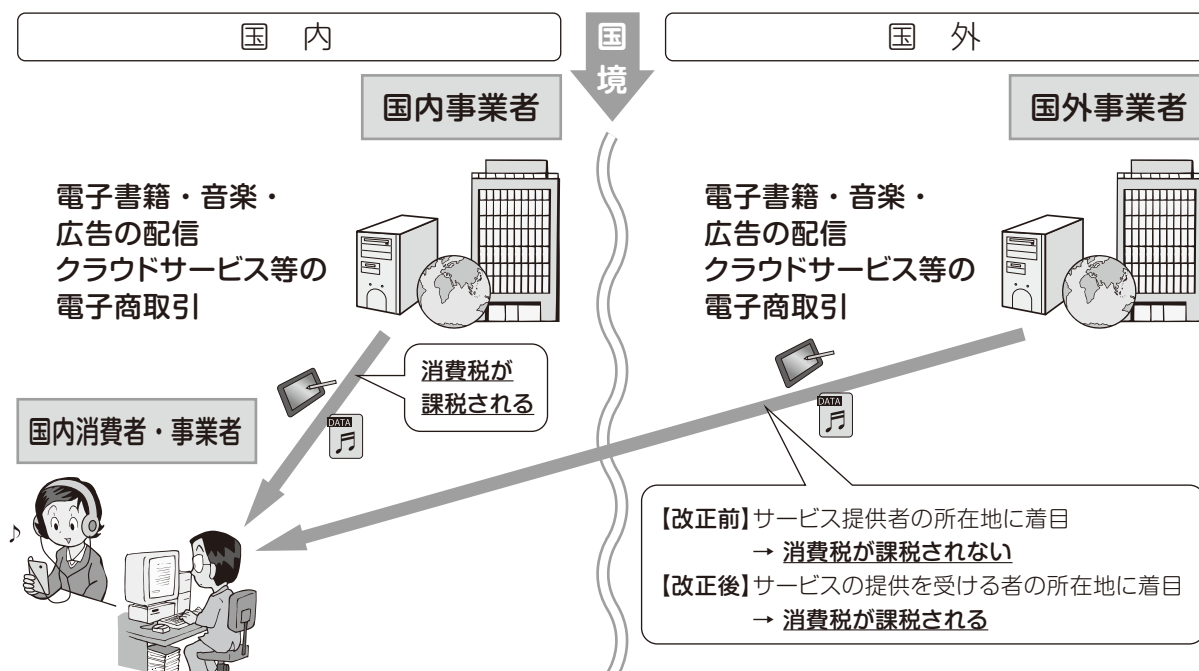
消費税法改正のお知らせ

平成27年10月1日から、海外から行われる電子書籍・広告の配信等のサービスの提供について消費税が課税されることとされました。この改正の主なポイントは以下のとおりです。

改正の主なポイント

I 電気通信利用役務の提供に係る内外判定基準の見直し

電子書籍・広告の配信などの電気通信回線(インターネット等)を介して行われる役務の提供(消費税法で「電気通信利用役務の提供」と位置付けられました。)について、海外から国内の事業者や消費者に対して行われるものも国内取引とされ、消費税が課税されることとされました。



海外(国外事業者)から、これらの役務の提供を受ける事業者は以下のⅡ～Ⅳの点にご留意ください。

Ⅱ 課税方式の見直し(「リバースチャージ方式」の導入)

電気通信利用役務の提供については、「事業者向け電気通信利用役務の提供」とそれ以外の電気通信利用役務の提供とに区分されることとされました。

電気通信利用役務の提供のうち「事業者向け電気通信利用役務の提供」については、国外事業者からその役務の提供を受けた国内事業者が申告・納税を行う、いわゆる「リバースチャージ方式」が導入されました。

※1 「事業者向け電気通信利用役務の提供」とは、役務の性質又はその役務の提供に係る取引条件などから、その役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるものをいいます。

※2 「リバースチャージ方式」は、その課税期間について一般課税により申告をする場合で、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます。

Ⅲ 国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供に係る仕入税額控除の制限

「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供については、その役務の提供を行った事業者が申告・納税を行うこととなりますが、国内事業者が国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供を受けた場合、当分の間、その役務の提供に係る仕入税額控除を制限することとされました。

○ 適用開始時期

I～Ⅲの改正は、平成27年10月1日以後行う課税資産の譲渡等及び課税仕入れから適用されます。

Ⅳ 登録国外事業者制度

Ⅲのとおり、国外事業者から「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供を受けた国内事業者は、その役務の提供に係る仕入税額控除が制限されますが、国税庁長官の登録を受けた登録国外事業者から受ける「事業者向け電気通信利用役務の提供」以外の電気通信利用役務の提供については、その仕入税額控除を行うことができることとされました。登録国外事業者の名称等につきましては、登録次第、順次、国税庁ホームページで公表いたします。

平成27年度税制改正において以下の課税方式も見直されました。

Ⅴ 国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直し

国外事業者が国内において行う芸能・スポーツなどの役務の提供について、その役務の提供を受けた国内事業者がリバースチャージ方式により申告・納税を行うこととなりました(平成28年4月1日以後に行われる役務の提供について適用されます。)

※なお、改正の内容については、国税庁ホームページに掲載されています。

パンフレットの掲載場所及びURLは、以下のとおりです。

●「消費税法改正のお知らせ(平成27年4月)」

掲載場所：国税庁ホームページ

ホーム ⇒ 税について調べる ⇒ パンフレット・手引き ⇒ 消費税関係 ⇒ 税制改正関係

●「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について(国内事業者の皆さまへ)(平成27年5月)」

●「国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等について(国外事業者の皆さまへ)(平成27年5月)」

●「国外事業者が行う芸能・スポーツ等に係る消費税の課税方式の見直しについて(平成27年5月)」

掲載場所：国税庁ホームページ

ホーム ⇒ 税について調べる ⇒ パンフレット・手引き ⇒ 消費税関係

⇒ 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し等関係

URL: <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/01.htm#a-06>

国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

換価の猶予

国税を一時に納付することにより、
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に
該当するときは…

その国税の納期限から6か月以内に、所轄の税務署に申請することにより、
1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する国税以外に、既に滞納となっている国税がある場合には、原則として、申請による換価の猶予は認められません。

※申請による換価の猶予は、平成27年4月1日以後に納期限が到来する国税について適用されます。

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、税務署長の職権に基づく換価の猶予制度があります。

納税の猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったこと
- ②納税者又はその生計を一にする親族などが病気にかかり又は負傷したこと
- ③事業を廃止し、又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

※「著しい損失を受けた」とは、申請前の1年間において、その前年の利益の額の2分の1を超える損失(赤字)が生じた場合をいいます。

- ⑤本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額
が確定したこと

などにより、国税を一時に納付することができないときは…

所轄の税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り、納税の猶予が
認められる場合があります。

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

※上記⑤の場合は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、修正申告などにより納付すべきこととなった国税
の納期限までに申請する必要があります。

猶予が認められると…

- 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

国税を納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。

また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受ける
ことがあります。

申請の手続

▶提出する書類

①「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」

②「財産収支状況書」

※資産、負債、収支の状況などを記載してください。

※猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、「財産収支状況書」に代えて「財産目録」及び「収支の明細書」を提出してください。

③担保の提供に関する書類

④災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など

▶申請の期限

・換価の猶予：猶予を受けようとする国税の納期限から6か月以内

・納税の猶予：表面①から④に該当する場合の納税の猶予については、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。

表面⑤に該当する場合の納税の猶予については、その本来の期限から1年以上経過した後、納付すべき税額が確定した国税の納期限(修正申告書を提出する日など)までに申請してください。

▶猶予の許可又は不許可

提出された書類の内容を審査した後、税務署から猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、税務署から送付される「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付する必要があります。

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。国税通則法により担保として提供することができる主な財産の種類には、次のようなものがあります。

- ・国債や税務署長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・土地、建物
- ・税務署長が確実と認める保証人の保証

なお、次に該当する場合は、担保を提供する必要はありません。

- ・猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・上記の担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納できると認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、所轄の税務署に申請することにより、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

猶予の取消

猶予が認められた後に次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・「猶予許可通知書」に記載された分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合 など

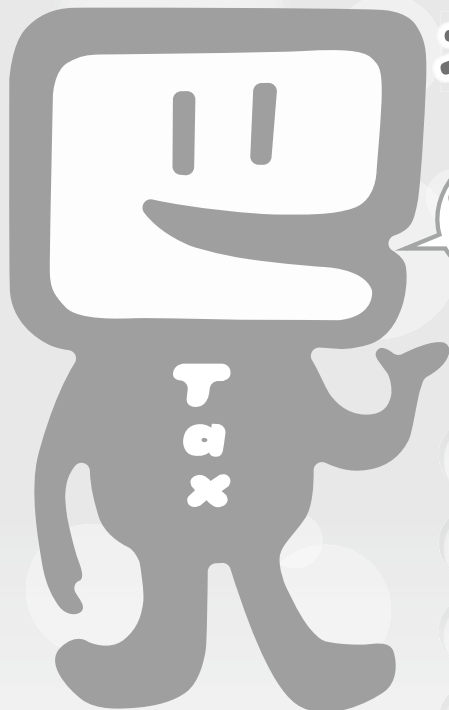
●詳しい申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引き」をご覧ください。

「猶予の申請の手引き」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご利用いただけます。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索



国税庁e-Taxキャラクター
イータ君

ネットが便利 申告・納税

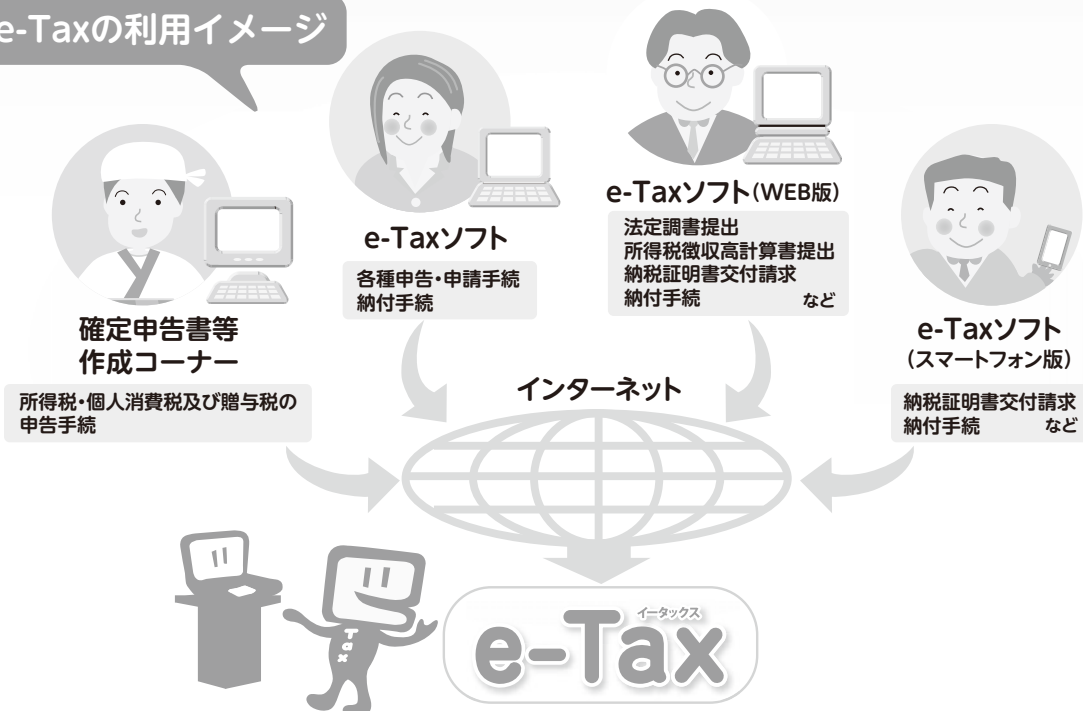
e-Taxの利用は
年々増えて
います。

イータックス e-Tax

e-Taxのメリット

- 1 税務署へ出向くことなく、インターネットを利用して申告、申請・届出、納付などの手続を行うことができます。
- 2 所得税の確定申告において、添付書類(源泉徴収票や医療費の領収書など)の内容を入力して送信することにより、添付を省略することができます。
- 3 e-Taxで提出された還付申告は、還付金を3週間程度で受け取ることができます。
- 4 確定申告書等作成コーナーを利用すれば、自動計算機能等により容易かつ正確に申告書を作成することができます。
- 5 納税証明書の交付請求手数料が書面請求の場合よりも安価です。

e-Taxの利用イメージ





イータックス e-Tax に関するお知らせ



個人利用者
Aさんの場合

電子証明書やICカードリーダライタを準備する時間がないなあ…



平成29年1月以降、個人の利用者については、電子証明書やICカードリーダライタを利用しない新たな認証方式が導入されます(従来の認証方式も利用することが可能です)。

e-Taxで確定申告書を送信しても、添付書類を別途郵送しなくちゃいけない…
添付書類も送信できればいいのになあ…

現在別途書面で提出していただいている添付書類について、
平成28年4月以降はイメージデータ(PDF形式)での提出が可能となります。

※ただし、申告所得税や贈与税などに係る添付書類については、平成29年1月以降に提出可能となります。



税理士
Bさんの場合

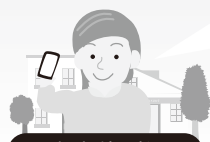


法人の経理担当者
Cさんの場合

法定調書の提出について給与所得の源泉徴収票をe-Taxで
送信したいけど、1件1件手入力しないとけないのかな…



e-Taxソフト(WEB版)なら、給与ソフトなどで作成されたCSVファイルを読み込む
方法により、給与所得の源泉徴収票などを5,000枚(データサイズは最大10MB)ま
でまとめて送信することができます。また、合計表が自動作成され、便利です。



個人利用者
Dさんの場合

納税証明書を自宅のパソコンからだけでなく、
スマートフォンから請求できると便利だなあ…



平成27年3月から、スマートフォンからでも納税証明書の交付請求が
行えるようになりました。
なお、納税証明書の受取は税務署窓口で行っていただく必要があります。

e-Taxの利用可能時間

▶月曜日～金曜日 8時30分～24時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)



※利用可能時間は、メンテナンス作業等により
変更する場合や、時期により延長する場合が
ありますので、ご利用前にe-Taxホームページ
でご確認ください。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

▶月曜日～金曜日 9時～17時
(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

e-コクゼイ
TEL 0570-01-5901
(全国一律市内通話料金)

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成
コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合
わせに、電話で対応する専用窓口(税務相談等を除く。)です。

詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください。

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、
e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)等、e-Tax
に関する最新の情報についてお知らせしています。

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

公益社団法人 飛驒法人会 第3回 定時総会開催

●と き 平成27年6月8日 ●ところ 高山グリーンホテル

- 平成27年度の定時総会は、出席会員数73社(委任状提出993社)が参加し盛大に開催された。
- 平成26年度事業報告、平成27年度事業計画などの議案が満場一致で承認可決された。
議事終了後、来賓高山税務署長包原智幸氏、名古屋税理士会高山支部長山下英一氏から祝辞を賜り総会を終了した。
- 総会終了後、懇親会に移り交流・意見交換を展開。盛会裏に終了しました。



総会の様子



高山税務署長 包原 智幸 氏

平成26年度 事業報告 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(公社)飛驒法人会は、公益性と透明性の充実を図り「法人会の基本的指針」が示す、①よき経営者を目指すものの団体としての認識の下、②研修会などの開催により会員の積極的な自己啓発を支援し、企業経営の健全な発展に資するとともに、③小・中学生への租税教室、税金クイズによる税知識の普及など公益目的事業にも積極的に取り組んだ。

1. 組織の現状

平成26年12月末における会員数は1,791社(前年同期比32社減少)で加入率は47.4%(前年同期比△0.9ポイント)である。

県平均値(49.5%)を2.1ポイント下回り、依然として会員の減少傾向が進んでいる。

本会ははじめ支部会員の協力を得ながら日ごと会員増強策を講じているが、なかなか新規加入社の増加が望めず今後とも会員増強が望まれる。

2. 事業の実施状況

(1) 公益目的事業

- ①青年部会・女性部会による小学校児童・中学校生徒への租税教室、
- ②税を考える週間

行事の税金クイズ、並びに ③会報誌(飛驒法人会だより)やホームページにおける税知識の普及活動など、公益目的事業として対象を非会員にまで拡大して取り組んできた。

また、講演会の開催、地域イベントの協賛、福祉施設への寄付や訪問など、地域密着型で社会貢献活動に取り組んできた。

小学生・中学生を対象とした租税教室以外の、地域住民に向けた税知識の普及活動には、高山税務署職員を講師に招き、税法研修会を開催し税知識の普及に努めた。

(2) 会員支援等事業

各支部並びに本会総会時の異業種交流会、全日本労働福祉協会による定期健康診断の受診、及び生命保険3社、損害保険会社提供の福利厚生制度の推進に努めてきた。

平成27年度 事業計画 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

(公社)法人飛驒法人会は、「法人会の基本的指針」が示す、よき経営者を目指すものの団体として、組織の充実強化を図りつつ、税務当局と協調して、消費税期限内納税の推進をはじめe-Taxの拡大など納税意識の向上と租税教室、税務研修会、会報誌・ホームページによる税知識の普及等を図っていく。

昨年度に引き続き、会員の積極的な自己啓発を支援するとともに、一般市民を対象とした各種事業への参加を求めるなど、企業経営及び地域社会の健全な発展実現に努める。

本年度推進する主要事業は次の通り。

1 租税教育等事業

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| ①租税教室 | 青年部会及び女性部会による小・中学校での租税教室開催 |
| ②税の絵はがきコンクール | 租税教室開催時に作品募集 |
| ③税金クイズ(税を考える週間行事) | 税金展会場において実施 |
| ④税務研修会 | 各支部ごとに開催 |
| ⑤広報誌・ホームページによる税情報の提供 | 法人会だよりの一般配布 |

2 社会貢献事業

- | | |
|---------------|--------------|
| ①講演会の開催 | 一般市民への参加案内 |
| ②地域イベント協賛 | 地域団体等との共同開催 |
| ③社会福祉団体等への寄付等 | 寄付金、ボランティア活動 |

3 会員支援事業

- | | |
|-----------------------|--|
| ①健康診断の実施 | |
| ②定時総会及び支部総会における異業種交流会 | |

公益社団法人 飛驒法人会 新役員名簿

(任 期：平成27年度・平成28年度)

役 職	氏 名	法 人 名
会 長	岡 田 賛 三	飛驒産業(株)
副 会 長	洲 岬 孝 雄	(株)洲さき
〃	伊 東 祐	益田信用組合
〃	牛 丸 理	アルプス薬品工業(株)
〃	山 本 善 隆	(株)山善商店
常任理事	松 岡 守	(株)マツオカ
〃	桂 川 廣 明	桂川電工(株)
〃	山 下 悦 良	(有)ヤマシタ
〃	長 瀬 雅 彦	(株)長瀬土建
〃	老 田 哲 康	(有)老田屋
〃	小 瀬 富 夫	(有)焼乃湯
〃	北 村 齊	日進木工(株)
〃	鍋 島 道 雄	(株)鍋島商店
〃	細 尾 晃	高山信用金庫
理 事	新 谷 政 晴	(株)高山グリーンホテル
〃	川 崎 誠	川崎電気工事(株)
〃	杉 山 和 宏	高山電材(株)
〃	住 宏 夫	高山印刷(株)
〃	中 田 学	(株)中田電気工事
〃	中 島 弘 人	大垣共立銀行高山支店
〃	二木 長右衛門	二木酒造(株)
〃	挾 土 貞 吉	(株)挾土組
〃	向 井 田 代 子	(株)紀文
〃	林 謙 三	飛驒信用組合
〃	林 誠	飛驒建設(株)

役 職	氏 名	法 人 名
理 事	原 田 勝 由 樹	(有)原田酒造場
〃	高 木 淳	十六銀行高山支店
〃	三ッ谷 昌巳	高山米穀(協)
〃	蓑 谷 雅 彦	(株)みの谷
〃	向 井 鉄 也	(株)紀文
〃	星 屋 俊 人	(株)讃建
〃	杉 浦 晃	杉浦電気工事(株)
〃	説 田 三 郎	(株)セツダ
〃	滝 康 洋	(株)水明館
〃	中 川 正 之	(株)ハウテック
〃	島 秀 太 郎	CF建設(業)
〃	船 坂 時 彦	うお時商店(有)
〃	二 村 治 秀	(有)小坂タイヤ商会
〃	大 宮 昌 夫	(有)大宮自動車整備工場
〃	小 坂 守	(株)小坂建設
〃	柳 七 郎	(株)柳組
〃	渡 辺 久 憲	(有)渡辺酒造店
〃	亀 谷 豊	(株)アルプスサイン
〃	鈴 木 進 悟	(有)鈴木工務店
〃	田 丸 正 則	蒲田建設(株)
〃	和 仁 裕 一	和仁産業(株)
専務理事	森 眞 砂 美	(公社)飛驒法人会
監 事	松 井 正 勝	MMPC税理士法人
〃	山 下 英 一	山下英一税理士事務所

第3回（一社）岐阜県法人会連合会定時総会開催

●と き 平成27年6月4日 ●ところ 岐阜グランドホテル

- 名古屋国税局課税第二部長栗原克文氏、名古屋税理士会岐阜県支部連合会会長篠寄馨氏他多数の来賓を迎えて盛大に開催。
- 平成26年度事業報告、平成27年度事業計画など満場一致で承認可決。
- 任期満了に伴う役員改選について原案通り承認。飛驒法人会からは下記の方が役員に就任。
副会長 岡田 贊三（飛驒産業株）
理事 洲岬 孝雄（株洲さき）
理事 伊東 祐（益田信用組合）
- 功労者表彰として全法連会長。県連会長から表彰状の贈呈があり、下記受賞者の方が表彰されました。（敬称略）

全法連会長表彰（飛驒法人会の受賞者）

理事 中田 学（株）中田電気工事
理事 田丸 正則 蒲田建設（株）

県連会長表彰（飛驒法人会の受賞者）

理事 説田 三郎（株）セツダ
理事 蓑谷 雅彦（株）みの谷



総会の様子



県連会長表彰者
説田 三郎氏

休憩室

レールマウンテンバイク 「ガッタンゴー！」

NPO法人 神岡・町づくりネットワーク

神岡鉄道廃線レールの上を 自転車で走るガッタンゴー！

レールマウンテンバイク「ガッタンゴー！」は、マウンテンバイクと廃線後の鉄道を組み合わせた新感覚の乗り物です。仕組みはとっても簡単。ガイドローラー付きメタルフレームに2台のマウンテンバイクをがっちり固定。マウンテンバイクの後輪タイヤが直接レールの上に接地するように設計されており、ペダルをこぐことで前進し安全かつスムーズにレールの上を走行できるようになっています。

鉄道レールの上を自転車で走ることができることでしか体験できない希少性ととともに、レールの継ぎ目の振動と音の余韻などを感じながら飛驒の自然を駆け抜けることができる感覚そして線路ならではの景色・空気感が多くの方を魅了しています。

実は用意周到に考えられていた ガッタンゴー!!

2006年11月の神岡鉄道廃線に伴いスタートしたことはよく知られているガッタンゴー!ですが、実は、廃線決定間近に思いつきで始められたものではなく、数年前より着々と準備をされていたことはあまり知られていません。

負の遺産の意味合いの強い廃線を明るい遺産にと



レールマウンテンバイク

いう旗印の下、神岡鉄道協力会内でアイデアを出し合い、廃線になる約1年ほど前には、ガッタンゴー!による廃線利用の実現化計画が準備されていたのです。

事実、廃線の3日後にはすでに有志により、神岡鉄道本線でのテスト走行がなされていたのです。



線路を走行する仕組み

ガッタンゴー!のヒントは サイパン島にあり!?

唯一無二の廃線活用法であるガッタンゴー!、発案は実は副会長のYさんだったそうです。

まだ景気がよい頃、Yさんは業者の旅行でよくサイパンに行っていたそうなのですが、何回目かのサイパン旅行で海もそろそろ飽きてきた頃、サイパンの森の中をマウンテンバイクで走るというオプションツアーに参加したそうです。当然そのツアー自体はサイパンの森を普通に自転車で走り抜けるというものだったのですが、そこで運命的な出会いを果たします。サイパンと言えば先の大戦の激戦地。その森には現在は使



廃線前の神岡鉄道

われていない日本軍が敷設した線路が残されており、長年の風雨で土が運ばれたことで線路の周りが高くなり、線路の部分だけがくぼみのようにへこんだ状態になっていました。ちょうどそれが良い轍となり、ツアー参加者はそこに自転車の車輪を入れ、森の中の悪路もスムーズに進んで行ったそうです。もちろん、その当時はそれをみて神岡鉄道にも使えるかも?なんて思ってもみなかったようですが、廃線がほぼ決定的となり協力会でアイデアを出し合う中で、ふ〜っとその思い出が蘇り、発案につながったようです。

このサイバンのサイクリングが発案の原点だった証拠に、実は最初の試作機、現在のように2車1組という設計ではなく、1車で単線の上を走る設計だったのです。

余談ですが…この1車で単線を走る試作機、安全面からみてとても実用化にはおよばない失敗作となり、日の目を見ることなく現在はガッタンゴー!事務局の倉庫に眠っています。



最初はチャレンジ事業として始まった 期間限定イベント!

先述のようにテスト走行も行い、有志の中では”これで線路は生まれ変わる!”という確信に近いものが芽生えつつあったガッタンゴー!でしたが、最初から現在のように常時運転の人気アトラクションになったわけではありません。

初めは飛驒市観光協会のチャレンジ事業としてGWとお盆の12日間だけの期間限定イベントとして1年目をスタートします。そして2年目に17日間、そして利用者・話題性の増加とともに3年目で土日運行となる60日間と開業日数を着実に増やしていきました。そして現在は4月上旬から11月下旬まで、GWやお盆はもちろん平日の水曜日を除く毎日運行となり開業日数は約200日。GWや夏休みシーズンは予約で一杯で通常土日でも予約が難しい人気を誇っています。

お客様は東海地方、北陸地方からをメインに関西地方そして関東からも多く来られており、その輪は着実に大きくなっているようです。しかし地元のお客様



は開業以来数%と横ばい。せっかく地方の宝を活用したガッタンゴー!ですので是非地元の方々にも体験して頂ければと思います。

これからの見通し

国土交通省中部地方整備局第14回中部の未来創造大賞を受賞させていただき、また各種マスコミにも広く扱って頂いたこともありガッタンゴー!の利用者は年々右肩上がりとなっています。

しかし単線である旧神岡鉄道の構造上、利用者の往復を待つ必要が生まれ、利用者数に限界が生じています。線路を増やすことはできないので、現在敷設されている19.8kmの中で新たなコースの開設に奮闘中です(現在は19.8kmのうち約3kmだけをガッタンゴー!のコースとして利用中)。利用者の安全を担保しながら、増加するお客様に対応したいと考えています。

なお、このレールマウンテンバイクの歴史が10月28日、NHK BSプレミアムで1時間ドラマとして放映されます。本紙面上で描き切れなかったエピソードなども紹介されると思われますので是非そちらもご覧下さい。



事業所訪問

株式会社 飛驒小坂ぶなしめじ

概 要

代表者：代表取締役 大林 修
所在地：下呂市小坂町小坂町27-33
設立：平成15年3月
従業員数：39人(含パート)
事業内容：きのこ栽培生産

「シャキシヤキ」という食感とその幅広い調理食材としての用途と、消費者の健康志向から人気の「ぶなしめじ」。本日は今注目のキノコの生産・販売を手掛ける、下呂市小坂町の「株式会社飛驒小坂ぶなしめじ」大林修社長を訪ねました。

対 談

ききて 本日は大変お忙しい中ありがとうございます。地元小坂町ではすっかりお馴染みの「飛驒小坂ぶなしめじ」さんにお邪魔しております。

まず御社の沿革、事業概要などをお聞かせください。



大林 修 社長

社 長 弊社は、平成15年に旧小坂町が大手スーパーバローなどの出資を得て第3セクターを設立し発足しました。現在4,900㎡鉄筋平屋建ての工場で、年間約500tの「ぶなしめじ」を生産し



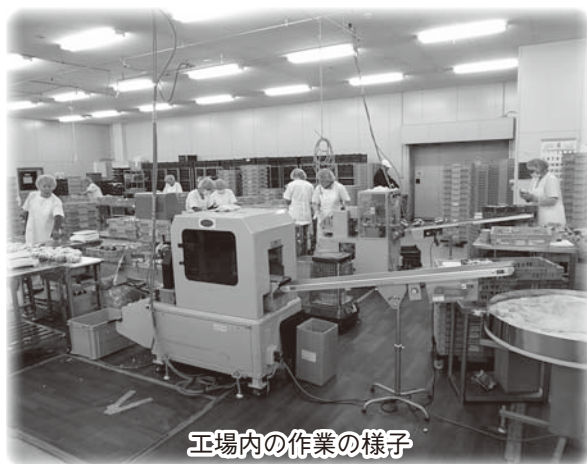
ぶなしめじ栽培の様子

ています。

販売先はバローが中心ですが、地産地消ということで市内の市場などにも卸して地域の方々や温泉客にも提供させていただいております。おかげさまで消費者の方からの評判も良く、経営も安定してきています。

近年、食品流通業界では農業参入が増えていますが、バローも2年前からキノコやトマトの生産に乗り出し、弊社もその構想に組み込まれました。昨年3月にバローが第三者割当増資を引き受け、弊社の経営権を取得するに至りました。現在、従業員はパートさんを含め39名で全員が地元の下呂市・高山市の方々です。

ききて 市場にはたくさんのキノコが出ています。御社の「ぶなしめじ」の特徴とPRをお願いします。



工場内の作業の様子

社長 なんといっても「シャキシャキ」の食感が特徴です。これは煮ても焼いても変わりません。また、ぶなしめじは良い意味で味に癖がないので、様々な料理に合わせやすいという主婦の味方の食材です。健康食品としても食物繊維が豊富で、抗酸化力、抗アレルギー、抗ガン作用もあり、うまみ成分であるグアニル酸も豊富に含まれるため味も抜群です。たくさん食べて健康になりましょう。

なお、収穫後の栽培用培地は廃棄しないで堆肥に加工して野菜農家さんなどに買っただけです。おいしい野菜ができると評判です。地球環境にも優しい取り組みをしています。

ききて 今後事業を展開するにあたって、様々な課題があると思いますが、課題や将来の目標などがあればお聞かせ下さい。

社長 現在、従業員の平均年齢は55歳で、比較的高齢の方でも負担なく働ける職場だと思いますが、いつも人員不足の状態というのが悩みです。若い人の後継者育成も課題です。

また需要の増加要求に応えられていないという状況ですが、将来的な生産規模の拡大も考慮しなければと考えています。

今日まで従業員一丸となって施設の改善や合理化、栽培技術の確立・蓄積に努めてきました。今後も一層の研鑽に努めていきたいと思



収穫後の栽培用培地は堆肥としてリサイクルされる

います。

ききて 今では「ぶなしめじ」は飛驒小坂を代表する食材です。地元では最近、これを具材として利用したレトルトカレーや肉まんなど関連商品の開発も盛んです。

地域の経済や大切な雇用を支える「株式会社飛驒小坂ぶなしめじ」の更なる躍進と、大林社長のご活躍を期待します。

本日はありがとうございました。

(ききて 小林)



町内では加工商品も作られています



高山支部 「ちょけらまいか 大仮装盆踊り大会」開催

7月25日に毎年恒例の「ちょけらまいか 大仮装盆踊り大会」が高山市さんまち通り商店街にて開催されました。「ちょけらまいか」とは、飛驒言葉で「ふざけようじゃないか」の意味。今年は、高山市内を中心に企業や有志などでつくる17チーム330人が参加。

「ちょけらまいか音頭」(オリジナルソング)や「ひだやんさ」(民謡)に乗せ各チームが趣向を凝らした衣装やパフォーマンスで会場を沸かせました。

当日は、県立斐太高校(高山市)の甲子園初出場を懸け盛り上がった高校野球県大会決勝の余韻も冷めやらぬ中での開催でもあり、「祝、斐太高校 準優勝」の垂れ幕を掲げた人や、斐太高校の校章を付けたおもちゃのバット、うちわを片手に踊り歩く人もいました。

今年のグランプリに輝いたのは、チーム「ニュースな私たち」(市内商店街次世代を担う女性有志で構成)。新聞紙で作ったおそろいのドレスと、満面の笑みで会場を踊り歩いていました。(高橋 記)



高山南支部 紅葉真っ盛り・たかね「火畑そば収穫祭」

皆さんは高山市高根町の「火畑そば」をご存知ですか？

火畑そばとは、高根町の海拔1,200~1,300メートルの高冷地で栽培された、日和田地区に古くから伝わる蕎麦です。そこで栽培された蕎麦の実は、比較的小粒ですが、その分蕎麦の実が凝縮していて、そばを打つと「とても香りが高く、風味が良く、味も良い」とされています。

御獄山と乗鞍岳に挟まれた高冷地で栽培され、沢山収穫することが出来ない大変貴重な蕎麦の実を使用します。

この貴重な蕎麦の実をふんだんに使用したお祭りが年に1度だけ行われます。それが、「火畑そば収穫祭」です。蕎麦好きには堪らないお祭りです。この頃にはとても紅葉が綺麗なので、ドライブがてらお出かけして見てはどうでしょう。

- と き 平成27年10月17日(土) 10:00~15:30 「雨天決行」
- ところ 道の駅 飛驒たかね工房

(森前 記)



下呂支部 「豊かな郷土づくり」を目指して

36年前から始まった、農林水産省が行う農林水産祭の全国表彰事業「豊かなむらづくり部門」に、東海ブロック代表として下呂市竹原地区が選出されるという快挙を成し遂げ、8月中に全国17団体より選定される「天皇杯」、または「内閣総理大臣賞」を目指すこととなりました。

竹原地区では地域ぐるみの連帯感が希薄となった近年、農村環境を保全するため8年前に「竹原農地・水・環境保全会」を組織化し、環境づくり・住民の意識づくりのために、子供から



活動の本拠地「滝ヶ洞ふれあい農園」でトウモロコシの苗植え
3世代にわたり年間延べ400名が参加



華やかに伝統を受け継ぐ農村文化
『鳳凰座』での地歌舞伎

お年寄りの方々と一緒に様々な活動や行事を行い「世代間交流」「地域資源共有」「農村文化伝承」「農村コミュニティ」を定着させることに成功しました。

郷土を愛する強い志や、熱い思いが具現化されたことが評価の対象になったのではないかと思いますし、8月末の発表が楽しみです。

この紙面では全てを書き表すことができませんが、郷土づくりに興味のある方は一度視察に訪れてみてはいかがでしょうか。（千田 記）

上宝支部 世界一美しい足湯“中尾高原”

今年開通した北陸新幹線に隣接する富山環水公園に“世界一美しいスターバックス富山店”があります。これにならった訳でもないのですが、奥飛驒温泉郷・新穂高温泉中尾高原には、日本一……ですから?世界一美しい“足湯”があります。

標高1,000メートルにあるこの足湯からは、前方に岐阜県単独最高峰の“笠ヶ岳”、ロッククライミングの穴場“錫杖岳”を望み、後方には活火山“焼岳”が迫っています。黄みがかった湯の花をもつ60℃の硫黄泉がこんこんと流れる足元は、紅葉・新緑などなど四季を通じて温泉狩りを愉しむことができます。



東方には日本で唯一の2階建て Gondola の新穂高ロープウェイをも仰ぎ見ることができ、足湯公園の中程にある“ナターシャの像”が、ここを訪ねる人をやさしく迎えてくれています。（中田 記）

青年部会だより

第38回岐阜県下法人会青年部会連絡協議会の開催計画

主管法人会 (公社)岐阜南法人会青年部会

日 時 平成27年10月15日(木) 午後1時～

場 所 ホテルグランヴェール岐山(岐阜市)

内 容 テーマ 「温故知新 ～自信を確信へ。加速させよう青年部会活動～」
記念講演 演題：「“損”して儲けろ！ ～経営者のあるべき姿とは～」
講師：株式会社モノリス 代表取締役会長 岩井良明氏

参加者 各単位会から8名程度、来賓を含め100名

租税教育開催予定

全国の法人会青年部会活動の柱として租税教室が積極的に推進されています。

飛驒法人会では昨年も各支部青年部会が飛驒各地の小中学校15校22クラス579名の児童生徒に租税教室を開催しました。今年度は11校16クラス648名に行う予定です。

平成27年度 租税教室開催一覧 [(公社)飛驒法人会扱い分]

担当支部	学 校 名	開 催 日	クラス数	人 数
高山支部	高山市立北小学校	平成28年 1月	3	110
高山支部	高山市立南小学校	平成28年 1月	2	70
上宝支部	高山市立栃尾小学校	平成27年12月	1	14
高山南支部	高山市立久々野小学校	平成27年12月 または 平成28年1月	1	32
古川支部	飛驒市立河合小学校	平成28年 1月		9
神岡支部	飛驒市立神岡小学校	平成28年 1月		60
金山支部	下呂市立金山小学校	平成28年 1月25日	1	16
下呂支部	下呂市立下呂小学校	平成28年 1月21日	2	49
萩原支部	下呂市立萩原小学校	平成27年12月	2	56
小坂支部	下呂市立小坂小学校	平成28年 1月	1	22
高山支部	高山市立日枝中学校	平成27年11月～12月	3	210

女性部会だより

飛驒法人会 女性部会の地域社会貢献活動の状況

女性部会では社会貢献活動の一環として、今年も6月3日高山市新宮町の社会福祉法人『清徳会』の新宮園で窓拭き作業に従事しました。

新宮園より依頼の木綿の布地を、女性部会員が持ち寄りより寄贈、心より感謝されました。

参加者は17名で一時間ほど玄関、会議室等のガラス拭きは運動になり汗を流しました。例年より女性部会員の参加も多く、地域に対する社会貢献への意識の高さがうかがえる訪問となりました。

参加した会員が入所されている方々から元気ももらえる訪問となり毎年楽しんで活動を行っています。



企業訪問「料亭 洲さき」

今年度の企業訪問は創業220年の老舗「料亭 洲さき」さんに伺いました。

洲さきさんのお料理がいただけるということですから参加者も多く26名の参加者がありました。社長の洲岬孝雄氏の宗和流本膳のお話、高山の歴史、文化のお話など大変貴重なお話でした。今まで知らずにいた高山の奥深さを学んだ時間となりました。

その後いただいたお昼のお料理は見た目も涼しげな夏を思わせる素敵なお料理でした。女性部会員全員が目でも口でも堪能した2時間となりました。



経営者が、
重大疾病に
かかった時の
そなえを確保。



Jタイプ^①[無配当重大疾病保障保険]は、重大疾病による生存リスクから企業を守ります!

ポイント 1 重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による約款所定の状態の場合、**重大疾病保険金を支払います。**
◎「がんの給付責任開始の日」は「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。

ポイント 2 万一の際には、**死亡された日の解約払戻金と同額を死亡給付金として支払います。**
◎死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくにつれて減少し、満了時には0になります。また、死亡給付金・解約払戻金は、払込総保険料を下回ります。

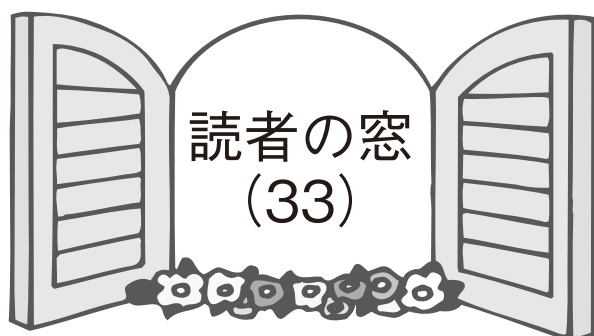
ポイント 3 約款所定の**高度障がい状態または不慮の事故による身体障がい状態**になられた場合、**以後の保険料払込は不要となります。**

- ※この保険には、満期保険金・配当金はありません。
- ※重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかをお支払いした場合、契約は消滅し、重複してお支払いしません。
- ◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取扱いとなる場合があります。
- ◎この資料の記載内容は、平成27年3月現在の商品内容に基づいており、将来変更となる場合があります。
- ◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずごらんください。

引受保険会社

DJIDO 大同生命保険株式会社 岐阜支社/岐阜市吉野町6-16 TEL 058-262-5141

F-26-1010(平成27年3月25日)



このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。
税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた
写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの
投稿をお待ちしています。
投稿は(公社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願い
します。

F A X 0577-33-1093
E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

マイナンバー制度って…

飛驒市 50代 会社員

今年(平成27年)10月から、住民票を有する全ての国民にマイナンバー(12桁の個人番号)が通知されます。内閣府が発表した世論調査によると、マイナンバーについて「内容まで知っていた」人は3割弱であり、実に国民の7割が「マイナンバーって、何?」という素朴な疑問をもったままに制度が実施されることとなります。

マイナンバーは、住民票を有する全ての国民に番号を付して、社会保障(年金・医療・労働・福祉)、税、災害対策の分野の中で法律や自治体の条例で定められた行政手続きにのみ使用することができ、これらの情報を効率的に管理し、複数の機関に存在する個人情報如同一人の情報であることを確認するために活用されます。国はこの制度により、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現すると言っています。

マイナンバーには、家族構成から納税状況、給料や預貯金、資産情報や医療に関する情報など93項目にも渡る個人情報が網羅されます。

国が十分に議論し、専門家が考え抜いた制度ですから、間違いはないと思いたいですが、ハッキングやウイルスによる情報漏洩が日常的に社会問題となっている今、国民の7割がよく知らない制度によって個人情報が管理されることの危険性はかなり高いのではと思えてならないのは、私だけではないのではないのでしょうか。

マイナンバー制度について

下呂市 20代 男性

今後の新制度の中でもっとも日常生活に影響を受ける事と言えば、「マイナンバー制度」の導入ではないだろうか。

国民一人ひとりに番号を振り分ける事で、社会保障や税、災害分野など、国の様々機関にある国民のデータをより公平に、効率的に運用していけるのだという。それにあわせて色々な手続きや書類が変更となるらしい。従業員の手続きも簡素化され、スムーズになるのであれば良いと思う。ただ、懸念の一つとして扱う情報の重要性が挙げられる。

国だけでなく、会社においても従業員のより重要な情報を扱うようになる考えると管理方法を一度検証し、情報を漏らさない、なくさないを徹底しなければならない。そして、そもそもマイナンバー制度がいかなる制度なのか、漠然としたものはあるものの、しっかりと理解できていないというのが正直なところである。

今後開催されるであろう法人会の研修会等、マイナンバーについて説明していただける機会があれば積極的に参加し、今後も適切な事務手続きと納税をし、国や地域に貢献していきたい。

事務局だより

長年飛驒法人会にご尽力いただきました中谷 朋子専務理事、渡辺 敬子事務局員におかれましては6月末をもって退職されました。お二人ともお疲れ様でした。

なお、6月定期総会において専務理事に森 眞砂美が就任、6月より事務局員に千原 佐和子がお世話になっております。よろしくお願いいたします。



退職された専務理事の中谷さんと
事務局員の渡辺さん



新専務理事の森と新事務局員の千原です
よろしくお願いいたします

※ご利用いただいております専用の駐車場が利用出来なくなりましたので、事務所へお越しの際は、大垣共立銀行裏の有料駐車場をご利用下さい。(20分は無料)

編集後記

■残暑お見舞い申し上げます。今年の夏も厳しい暑さでした。熱中症にかかった人が例年に比べ多かったようです。高齢者で冷房の嫌いな人が多いようです。原発が無くても電気は足りていました。再開は必要なのでしょうか。

■高山税務署は、7月10日付にて人事異動がありました。多くの署員の方々が異動されました。新署長の後藤邦之さんは愛知県岡崎市ご出身です。「納税者の自発的な納税義務の履行を円滑に実現する…」とのこと。趣味は溪流釣りだそうです。「飛驒法人会だより」の担当は上席利部建太さんになりました。今後ご指導をいただきます。

■読者の窓にはマイナンバー制度についての懸念が述べられています。ご一読を。

■青年部会の今年度租税教室開催一覧があります。飛驒地区の小・中生徒約648名の受講が見込まれています。(M.N)



平成27年8月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島 道雄	住 宏 夫	長瀬 栄二郎	高橋 厚生	矢島 俊彦	千田 純弘
桂川 典輝	小林 浩二	森前 三弘	村坂 壽紀	廣田 耕作	追分 英輔
中田 昭彦	中谷 敬子	今井 美佐子	村井 智子	中谷 朋子	